

はじめに

『岩波日本史辞典』（永原慶二監修、1999 年刊）「国家仏教」項：「7 世紀後半の天武朝より、思想支配の手段として律令国家の統制の下に興隆の図られた仏教。中央に大官大寺・薬師寺等の官寺や氏族の氏寺が建立され、地方でも豪族による寺院の建立が盛行した。鎮護国家の功德の獲得と天皇の正統性の保証を目的として、「金光明經（最勝王經）」「仁王經」を主とする護国經典の普及が図られ、その教説に基づく法会が宮廷・官寺や地方の寺院等で催された。僧尼の得度は国家が掌握し、また僧尼に対しては教学の研鑽と山林の修行が奨励されると共に、その生活全般にわたり僧尼令等で規制が加えられた」

『同辞典』「官寺」項：「天皇の勅願等により建立され、国家の経済保証を受けて運営される寺院。平城京の大安寺・薬師寺・東大寺など官大寺や、国ごとに設置された国分二寺、平安京の東西両寺等がこれに該当する。各氏族が建立した定額寺も鎮護国家の役割を担う点で官寺に準じる寺院といえる」

『同辞典』「氏寺」項：「創建者の子孫である氏人たちの経済的負担によって維持され、一族の精神的結集の場となる寺。氏の財産を財産を管理維持する機能ももった。氏寺の語の初見は 9 世紀初期。7 世紀創建の山田寺や巨勢寺なども各氏と密接な関係をもつが、氏寺とは明記されていない。平安時代には私寺造立が盛んとなり、藤原氏は興福寺を氏寺としながらもそれぞれの門流の寺を造り、氏寺が重層的に存在した。中世になり各家が成立すると氏寺の機能もしだいに低下し、菩提寺へと変化していった」

「氏寺」概念再考

- ・近年は「氏寺」用語にも疑問が提起されている[三舟 2018・藤井 2018]。
- ・「氏寺」の語は正史においては『日本後紀』（840 年撰）『日本三代実録』（901 年撰）が初出[史料 1・2]。
- ・対立概念が無ければ細分不要。同時代史料に氏寺呼称がないから、歴史叙述に使えないとする認識は誤り。
- ・推古紀 2 年条[史料 3]が明言するように、初期寺院は皆「氏寺」だった。
- ・三宝興隆詔の 30 年後には 46 ケ寺、僧 816 人、尼 569 人を数えたという『日本書紀』の記事[史料 4]は、飛鳥寺式軒丸瓦の出土遺跡数からみて誇張ではない[石田 1936]。
- ・史料 4 の「寺」は、当然、史料 3 の諸臣連等（=氏族）が建てた「仏舎」すなわち氏寺を指す。
- ・飛鳥寺や斑鳩寺は飛鳥寺式軒丸瓦がまとまって出土し、6 世紀末～7 世紀前葉に七堂伽藍を整えた。
- ・しかし、飛鳥寺式軒丸瓦が出土しても少量で、7 世紀前半までに七堂伽藍が整った古代寺院は少ない。
- ・つまり、史料 3 が明記した仏堂 1 棟のみからなる氏寺は 7 世紀前半には一般的だった。
- ・畿内経由で伝播した 7 世紀後半以降の地方寺院も一堂寺院が少なくなかった[上原 2026]。

概念が多様化すると細分用語が必要となる

- ・律令制が整い、氏族だけでなく国郡衙、僧尼知識も寺院造営・維持管理に加わり、寺院の実態が多様化する。
- ・7 世紀中葉以降、「大化改新」が推進した公地公民制のもとで、寺院を公的に補助する方針が出る[史料 5]と、私費による氏寺と公費で造営維持する官寺を区別する必要性が生じる。
- ・史料 5 は僧尼の指導体制を整え、寺院造営を天皇が援助すること、寺が所有する僧尼・奴婢・田畝の実態を把握・顕奏することを命じる。いわゆる「大化改新」の一環。
- ・僧尼教導体制の整備、天皇による寺院造営援助、寺領の把握は史料 4 には見えず、孝徳朝すなわち「大化改新」を契機に、着々と仏教制度に関わる法・人事・書類を整えていることがわる。
- ・しかし、寺=氏寺という概念に変革を迫る寺院制度の整備は、7 世紀後半の天武持統朝だ（史料 6～10）。
- ・天武持統朝の寺院政策で重要なのは、①寺を大寺・有封寺・自余の寺の 3 ランクに分け（史料 7）、②諸国家毎や公卿が仏殿・経蔵を作り、法会を行うよう奨励した（史料 8・9）ことである。
- ・寺をランク付けると国家直営寺院（国大寺=官寺）の存在が明確になり、自余の寺と区別されるようになった。
- ・自余の寺は史料 5 の天皇が造営援助する寺、史料 6 の公的助成を受ける有封寺を含み、境界は曖昧。
- ・蘇我氏の氏寺である飛鳥寺を「官治之例」に含めたことも、境界を曖昧にする原因となった。
- ・氏寺の助成制限を謳う一方で、史料 8・9 は、さらに多くの寺を造営するよう奨励する
- ・結果、天下諸国の寺院が 545 ケ寺を数えた史料 10 は、出土瓦による全国寺数から確認できる[山崎 1983]。

氏寺造営の利点と造営の規制

- ・史料 8 の「家」を評衡と解し官寺とする説もあるが、史料 9 からそれは「公卿等」の家で氏寺に他ならない。
- ・史料 8・9 は寺の要件に経蔵と礼拝供養（法会）が加わるが、僧尼の存在を寺の要件としていない。
- ・545 ケ寺に 1000 束の稲を施入すると（史料 10）、平安前期の陸奥国年間予算の 1/3 近くになる（史料 11）。
- ・史料 7 は氏寺への助成金に限界を設けるが、宗教では公金以外に、寄付による資金獲得がある。

- ・公金や個人財産は規制枠を設けやすいが、宗教的寄付行為は法目を逃れる手段としても普遍的に存在。
- ・氏寺の檀越は古墳時代以来の所領を寺に寄付することで旧権益を保持した [間壁 1970]。
- ・当然、国家仏教の目的に合わない寺院が含まれ、中には荒廃し、仏教の信頼性を損なう寺院さえ現れる。

霊亀 2 年 5 月詔が提示した寺の必要条件

- ・史料 12 が天武持統朝の寺院奨励で増えた寺の荒廃や仏法墮落に対する具体策(寺院併合令) [佐久間 1980]。
- ・同詔は力を合わせて共に寺を造り、頽廃した仏教を更新・再興するのが目的で、寺院の禁止・規制ではない。
- ・史料 8・9 と比べ、僧尼居住の必要性を説き、寺院管理の中核に国司を置いたことが重要。
- ・地方寺院で講堂・僧房などの僧空間(僧地)が 8 世紀に充実する状況が霊亀 2 年 5 月詔の成果か。
- ・僧地充実が徹底したのが各地国分僧寺。発掘すると講堂背後に東西に長い礎石僧房があるのが一般的。
- ・以上、古墳時代以来の在地有力者が古墳に代え自らの権威を示し、仏教による君親や国の安寧を願って建てた氏寺(史料 3)は、天皇(大王)家の経済・技術援助(史料 5・6)のもとでランクづけられ(史料 7)、律令体制を支える宗教(鎮護国家)施設として機能する(史料 8～10)。
- ・本来、寺はすべて「氏寺」だったのが、7 世紀中葉以降の律令制発展にともない、仏教への要請が強まり、造営や維持管理面で「官寺」との違いが明瞭化し、「氏寺」の語が必要となる。
- ・しかし、仏教への要請が強まると、氏寺も官費で維持管理され、一方で「氏寺」と「官寺」の境が曖昧になる。
- ・それでは、ここ磐梯山慧日寺は「氏寺」なのか、「官寺」なのか。

古代寺院としての慧日寺

- ・インターネットは「史跡慧日寺跡」は「平安時代の初めに南都法相宗の高僧「徳一菩薩」によって開かれた寺院で、東北では開基が明らかな寺院としては最古のものとして知られています。広大な寺跡は昭和 45 年に国の史跡に指定され、復元整備が進められています」と解説。
- ・氏寺と官寺は寺を造営・維持管理する主体が氏族=私か国家=官(公)かで区別するが、慧日寺解説は寺を開いた僧侶の名を示して性格付け、「氏寺」か「官寺」か問題にしていない。
- ・古代寺院を開基となる僧侶で性格づける例として、最澄の比叡山延暦寺、空海の高野山金剛峯寺が著名。
- ・両寺は教科書にも載るが、教科書でも氏寺か官寺かは問われていない。
- ・慧日寺や延暦寺・金剛峯寺を開いたのが徳一や最澄・空海であるとしても、寺の施設を造営し維持管理した主体は徳一・最澄・空海だけではない。
- ・慧日寺開祖を徳一とするのは、飛鳥寺(蘇我氏氏寺)は蘇我馬子、広隆寺(秦氏氏寺)は秦河勝、法隆寺(上宮王家氏寺もしくは官寺)は聖徳太子(厩戸皇子)、薬師寺(藤原京・平城京の官寺)は天武天皇、東大寺(平城京官寺)は聖武天皇、西大寺(平城京官寺)は称徳天皇を創建者として挙げるのと同じ次元の説明法だ。
- ・しかし、彼らが置かれた社会的立場から、建てた寺が氏寺か官寺か区別できる。
- ・徳一・最澄・空海は僧である点が、蘇我馬子・秦河勝・聖徳太子、天武・聖武・称徳天皇と違う。
- ・僧は俗界を離れた立場にあるので、たとえ徳一が藤原仲麻呂の子供であろうと、慧日寺は藤原氏の氏寺とはなり得ないし、空海が佐伯氏の出でも金剛峯寺は佐伯氏とは無関係なのだ。
- ・しかし、寺の造営資金や維持管理費を氏族・皇族の資産や公的基金で補う事態は十分想定できる。
- ・僧を開基とする寺には氏寺・官寺の両方があり、加えて区別が難しい寺もある。以下、具体例に則して説明。
- ・史料 13 は、百濟僧・弘済が建てた備後国三谷郡三谷寺に関する説話(「三谷寺縁起」?)。
- ・史料 13 の主人公は百濟僧弘済(史料 13 以外に所伝無し)で、三谷寺は彼が建てたと解説。しかし、造営を発願し費用を負担したのが三谷郡の大領すなわち三谷郡司であったことは確実。すなわち氏寺だ。
- ・地方豪族が建てた氏寺でも『日本霊異記』は「禪師弘済」を三谷寺の開基と明言している。
- ・皇族が発願・造営に関与し定額寺となった寺が恵運が開基の安祥寺 [上原編 2007、京大日本史研究室 2010]。
- ・安祥寺発願は藤原順子(809-71)。藤原冬嗣の娘で、54 代仁明天皇の后(皇太夫人)、55 代 文徳天皇の母。
- ・恵運(798-871)は南都の寺で法相教学、東寺で真言密教を学び、貞観 3 年、東大寺大仏修理落慶供養導師。
- ・『安祥寺資財帳』は恵運自身が作成し、彼の経歴や安祥寺の造営経緯・財産目録を記録。
- ・唐留学から戻り、真言教義義疏などの将来物を宮廷で披露して宮廷との接触を果たした恵運は、翌嘉祥元(848)年 8 月、「前撰津国少掾上毛野朝臣松雄之松山一箇峰」を取得し、安祥寺建立に着手。
- ・仁寿元(851)年 3 月に 7 人の僧を置き、仁寿 2 年閏 8 月には常燈分として、毎年、額稻千斤を山城国が負担。
- ・山城国による常燈分負担は、正税獲得を意味するので、官寺の地位を得たことになる。
- ・確たる経済基盤を得るには、官寺公認が必要で、資財帳に斉衡 2 (855) 年「言上編官額」とあるのが、官寺の資格を申請したことを意味し、同年 6 月 1 日に安祥寺を定額寺とする詔が出る[『日本文徳天皇実録』]。
- ・現在に至るまで、平安京・京都にとって重要な比叡山延暦寺は、様々な法会に僧侶を派遣している事実等から官寺の役割を果たしたことは確実だが、官寺と認められる経緯についてはあまり議論されていない。

- ・元々、延暦寺は近江国分寺僧だった最澄が修行の場とした寺で、最澄の尽力と平安遷都で同寺が平安京の東北(鬼門)に位置することもあって、平安京・京都の重要寺院と見做されるようになった。
- ・『延喜式』『主税寮式』では、延暦寺定心院料3万束・同寺伝法会料1万束の正税負担は近江国、延暦寺惣持院料4万束・同寺四王堂料4万束の正税を負担するのは美濃国で、山城国は延暦寺に正税を提供しない。
- ・最澄悲願の大乗戒壇を延暦寺に設けた弘仁13(822)年が重要だが、戒壇設置は官寺の条件ではない。
- ・官寺の条件を施設の造営・維持管理を官費で賄う点に絞るなら、沢山の延暦寺堂宇・子院の由来が要検討。
- ・以下、鎌倉時代の「山門堂舎記」「叡岳要記」「九院仏閣抄」『群書類従』第15集]記事をもとに概観。
- ・延暦寺は、最澄が拠点とした東塔地区と、同区の近江国宝塔に対する山城国宝塔造営地から発展した西塔地区、第三代座主慈覚大師円仁籠居の場から発展した横川地区からなるが、以下東塔地区に限定して検討。
- ・根本中堂(一乗止観院)は、最澄作の薬師如来を本尊とする薬師堂・文殊堂・経蔵の3宇の施設が元になる。
- ・弘仁14(823)年、比叡山寺に燈油料が認められ近江国各郡がこれを負担する(史料14)。
- ・戒壇設置翌年から、燈油料を近江国各郡が負担したのは、やはり戒壇設置が官寺として認知される契機か。
- ・貞観5(863)年9月25日に勘定された資財帳によれば、根本薬師堂・文殊堂・経蔵(毘沙門堂)は皆「五間檜皮葺」だが、元慶6(882)年第三代座主智証大師円珍が九間四面孫庇付の根本中堂(一乗止観院)に改造。
- ・円珍の根本中堂は承平5(935)年に焼失し、天慶元(938)年に十一間四面檜皮葺堂として再建。現在も踏襲。
- ・建物造営・再建は寺家が行っても、祀る仏像には伴国道(768-824)造立の毘沙門天像(文殊堂)、藤原良房(忠仁公、804-872)造立の梵天・帝釈・四天王檀像、道長(入道大相国、966-1027)造立の十二神将、頼通(宇治関白、992-1074)造立の日光・月光菩薩像など、平安貴族の御願・寄贈品がひしめいていた[山門堂舎記]。
- ・「九院仏閣抄」によれば、薬師堂の薬師像1体は伴国道が最澄に願ひ、檀越安恵の御作によるとの由。平安貴族以前には「檀越」と呼ぶべき人物も比叡山寺整備に関与したのだ。
- ・延暦寺の造営・維持管理は最澄に始まる代々の天台座主すなわち寺家が主導しても、近江国が関与する地方官寺的側面、檀越や平安貴族・皇族の関与などが混在していた。
- ・これは「山門堂舎記」に造営年が明記された東塔地区の建物施設を通覧しても確認できる。
- ・伝説的な話は省くと、鐘台の銅鐘は天長4(827)年に別当内供奉光定が制を奉じて鐘を铸造し、前丹波守従五位下浄野朝臣夏野(782-837)が鐘銘を造り、嵯峨太上天皇(786-842)が宸筆した。
- ・講堂西傍の四王院(方五間堂で軒下四隅を丹青塗篋で嚴飾)は、天長5年に文徳天皇(827-858)の御願による金銅四天王像を安置し、別当内供奉光定が制を奉じて造院した。
- ・戒壇院の西にある惣持院(法華惣持院、胎藏五仏を安置した檜皮葺多宝塔と五間灌頂堂等からなり門廊で囲む)は文徳天皇の御願で仁寿3(853)年〜貞観4(862)年の10年をかけて造立。
- ・延命院(五間方堂)は承平6(936)年、朱雀太上天皇(923-952)の御願で第13代座主尊意和尚が造営。五智院(三間四面堂)は康保4(967)年に従三位典侍藤原護子の所造。善学院(檜皮葺三間堂)は中納言従三位平時望(877-938)が承平年中に草創。静慮院(檜皮葺五間堂。金色大日如意輪、不動尊、梵天帝釈四天王を安置)は花山法皇の御願で寛和元年4月供養。等々。
- ・造営地も特定しにくい、天皇・上皇・女官・貴族の御願による堂塔や仏像が東塔地区に満ちあふれていた。
- ・これを踏まえ、磐梯山慧日寺の古代寺院としての性格について、もう少し考えを深める。
- ・「恵日寺絵図(永正古図)」を見ると、磐梯山・厩岳山・古城ヶ峰の南の山麓に、大寺地区の慧日寺以外にも数多くの寺院・仏堂が描かれ(図1)、实地踏査でも数多くの寺院仏堂跡が確認されている。
- ・大寺地区と現磐梯神社の間の「堂東地区」では、大寺地区のどの礎石建物よりも規模の大きい礎石建物(五間堂)が検出され、近年の検討から大寺地区とは別に、花川を遡った所から正面参道が延びることが判明。
- ・つまり、五間堂は慧日寺とは別の寺か、慧日寺子院(塔頭)としても独立性の強い存在。
- ・氏寺でも官寺でも、地方寺院は郡郷などの古代の行政単位ごとに1ヶ寺あるいは数ヶ寺があるだけで、恵日寺絵図のように堂塔や寺院が集中分布することはない。
- ・少なくとも恵日寺絵図の世界は、その地域を治めた氏族や官衙(郡衙・里長館)に対応する寺院ではなく、より広範囲な地域に居住する人々や役所が、造営や維持管理に関与したことを示す。
- ・本年、湯川村教委が勝常寺報告書を刊行。その中で、古代・中世会津盆地の遺跡分布を検討[梶原2026]。
- ・勝常寺が建った9世紀の遺跡分布図では、遺跡集中地の東北に磐梯山慧日寺がある(図2)。
- ・その位置関係は、平安京に対する比叡山延暦寺とそっくりだ(図3)。
- ・東京上野の寛永寺は平安京に対する比叡山を意識した江戸城の守りとの由。慧日寺を中心とする磐梯山麓寺院群は、会津に対する比叡山として、会津郡の官衙や居住者の多くの寄進が支えていたと考えられる。
- ・鬼門という考えが成立した背景など、検討課題が少なくないが、これを今日の結論とする。

はじめに

『岩波日本史辞典』（永原慶二監修、1999年刊）「国家仏教」項：「7世紀後半の天武朝より、思想支配の手段として律令国家の統制の下に興隆の図られた仏教。中央に大官大寺・薬師寺等の官寺や氏族の氏寺が建立され、地方でも豪族による寺院の建立が盛行した。鎮護国家の功德の獲得と天皇の正統性の保証を目的として、「金光明經（最勝王經）」「仁王經」を主とする護国經典の普及が図られ、その教説に基づく法会が宮廷・官寺や地方の寺院等で催された。僧尼の得度は国家が掌握し、また僧尼に対しては教学の研鑽と山林の修行が奨励されると共に、その生活全般にわたり僧尼令等で規制が加えられた」

『同辞典』「官寺」項：「天皇の勅願等により建立され、国家の経済保証を受けて運営される寺院。平城京の大安寺・薬師寺・東大寺など官大寺や、国ごとに設置された国分二寺、平安京の東西両寺等がこれに該当する。各氏族が建立した定額寺も鎮護国家の役割を担う点で官寺に準じる寺院といえる」

『同辞典』「氏寺」項：「創建者の子孫である氏人たちの経済的負担によって維持され、一族の精神的結集の場となる寺。氏の財産を財産を管理維持する機能ももった。氏寺の語の初見は9世紀初期。7世紀創建の山田寺や巨勢寺なども各氏と密接な関係をもつが、氏寺とは明記されていない。平安時代には私寺造立が盛んとなり、藤原氏は興福寺を氏寺としながらもそれぞれの門流の寺を造り、氏寺が重層的に存在した。中世になり各家が成立すると氏寺の機能もしだいに低下し、菩提寺へと変化していった」

「氏寺」概念再考

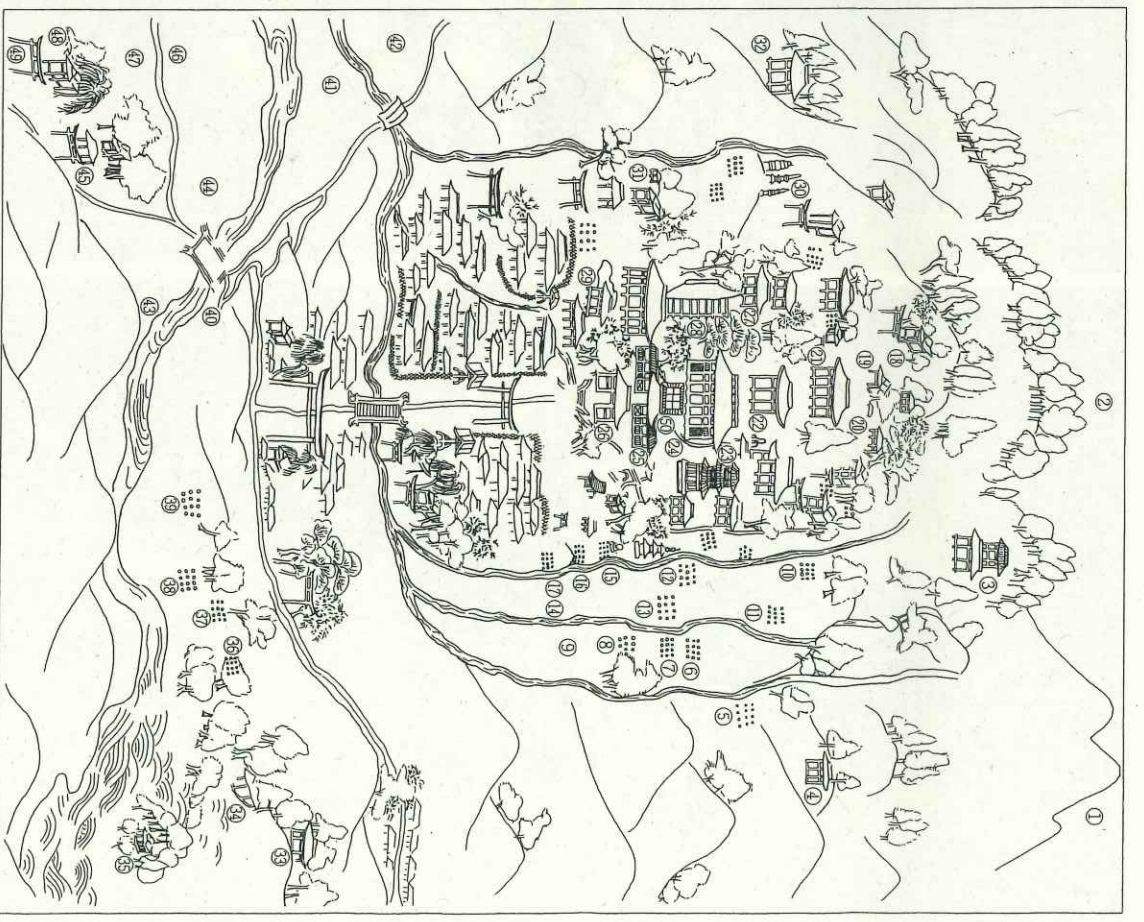
- ・近年は「氏寺」用語にも疑問が提起されている[三舟2018・藤井2018]。
- ・「氏寺」の語は正史においては『日本後紀』（840年撰）『日本三代実録』（901年撰）が初出[史料1・2]。
- ・対立概念が無ければ細分不要。同時代史料に氏寺呼称がないから、歴史叙述に使えないとする認識は誤り。
- ・推古紀2年条[史料3]が明言するように、初期寺院は皆「氏寺」だった。
- ・三宝興隆詔の30年後には46ヶ寺、僧816人、尼569人を数えたという『日本書紀』の記事[史料4]は、飛鳥寺式軒丸瓦の出土遺跡数からみて誇張ではない[石田1936]。
- ・史料4の「寺」は、当然、史料3の諸臣連等（=氏族）が建てた「仏舎」すなわち氏寺を指す。
- ・飛鳥寺や斑鳩寺は飛鳥寺式軒丸瓦がまとまって出土し、6世紀末～7世紀前葉に七堂伽藍を整えた。
- ・しかし、飛鳥寺式軒丸瓦が出土しても少量で、7世紀前半までに七堂伽藍が整った古代寺院は少ない。
- ・つまり、史料3が明記した仏堂1棟のみからなる氏寺は7世紀前半には一般的だった。
- ・畿内経由で伝播した7世紀後半以降の地方寺院も一堂寺院が少なくなかった[上原2026]。

概念が多様化すると細分用語が必要となる

- ・律令制が整い、氏族だけでなく国郡衙、僧尼知識も寺院造営・維持管理に加わり、寺院の実態が多様化する。
- ・7世紀中葉以降、「大化改新」が推進した公地公民制のもとで、寺院を公的に補助する方針が出る[史料5]と、私費による氏寺と公費で造営維持する官寺を区別する必要性が生じる。
- ・史料5は僧尼の指導体制を整え、寺院造営を天皇が援助すること、寺が所有する僧尼・奴婢・田畝の実態を把握・顕奏することを命じる。いわゆる「大化改新」の一環。
- ・僧尼教導体制の整備、天皇による寺院造営援助、寺領の把握は史料4には見えず、孝徳朝すなわち「大化改新」を契機に、着々と仏教制度に関わる法・人事・書類を整えていることがわる。
- ・しかし、寺=氏寺という概念に変革を迫る寺院制度の整備は、7世紀後半の天武持統朝だ（史料6～10）。
- ・天武持統朝の寺院政策で重要なのは、①寺を大寺・有封寺・自余の寺の3ランクに分け（史料7）、②諸国家毎や公卿が仏殿・経蔵を作り、法会を行うよう奨励した（史料8・9）ことである。
- ・寺をランク付けると国家直営寺院（国大寺=官寺）の存在が明確になり、自余の寺と区別されるようになった。
- ・自余の寺は史料5の天皇が造営援助する寺、史料6の公的助成を受ける有封寺を含み、境界は曖昧。
- ・蘇我氏の氏寺である飛鳥寺を「官治之例」に含めたことも、境界を曖昧にする原因となった。
- ・氏寺の助成制限を謳う一方で、史料8・9は、さらに多くの寺を造営するよう奨励する
- ・結果、天下諸国の寺院が545ヶ寺を数えた史料10は、出土瓦による全国寺数から確認できる[山崎1983]。

氏寺造営の利点と造営の規制

- ・史料8の「家」を評衙と解し官寺とする説もあるが、史料9からそれは「公卿等」の家で氏寺に他ならない。
- ・史料8・9は寺の要件に経蔵と礼拝供養（法会）が加わるが、僧尼の存在を寺の要件としていない。
- ・545ヶ寺に1000束の稲を施入すると（史料10）、平安前期の陸奥国年間予算の1/3近くになる（史料11）。
- ・史料7は氏寺への助成金に限界を設けるが、宗教では公金以外に、寄付による資金獲得がある。



- | | | | | | |
|---------|----------|----------|---------------|----------|-----------|
| 1. 磐梯山 | 10. 福浄寺 | 19. 磐梯 | 28. 講堂 | 37. 塔山寺 | 46. 寺廻北河沼 |
| 2. 小坂峰 | 11. 不動堂 | 20. 徳一御廟 | 29. 南院堂 | 38. 三法院 | 47. 南河沼 |
| 3. 馬頭観音 | 12. 高福寺 | 21. 白山社 | 30. 戒壇 | 39. 不動 | 48. 赤呂宮 |
| 4. 出湯明神 | 13. 法華寺 | 22. 根本堂 | 31. 八幡 | 40. 新橋 | 49. 寺廻藤倉 |
| 5. 仏性寺 | 14. 正則院 | 23. 隠伽井 | 32. 西院寺今昔号西新寺 | 41. 寺廻入倉 | 50. 舞臺 |
| 6. 上院 | 15. 観音寺 | 24. 金堂 | 33. 清願寺 | 42. 赤枝 | |
| 7. 中院 | 16. 如法寺 | 25. 中門 | 34. 小崎不動 | 43. 他領 | |
| 8. 下院 | 17. 宇井新寺 | 26. 仁王堂 | 35. 翁島 | 44. 他領 | |
| 9. 圓満寺 | 18. 羽黒 | 27. 阿弥陀堂 | 36. 法性寺 | 45. 熊野権現 | |

図 1 修復後の恵日寺絵図とそのトレーヌ図[磐梯山慧日寺資料館 2003]

